

特定非営利活動法人日本介護予防協会 会員規程

(目的)

第 1 条 この規程は特定非営利活動法人日本介護予防協会（以下、協会と言う。）定款第 6 条に規定する会員について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 協会の目的に賛同し、入会し協会の活動を支援する者を会員とする。会員は下記 5 種とし、正会員は特定非営利活動法上の社員とする。

- (1) 正会員 協会の運営に参加し、総会での議決権を有する個人。
- (2) 個人会員 協会の活動に協力し、総会での議決権を有しない個人。
- (3) 団体会員 協会の活動に協力し、総会での議決権を有しない法人・団体。
- (4) 賛助会員 協会の運営を支援し、総会での議決権を有しない個人・法人・団体。
- (5) 名誉会員 協会活動等に関して功労があった個人及び法人・団体。
理事が推薦し、理事会で承認されなければならない。
ただし、総会での議決権は有しない。

(入会および入会金)

第 3 条 会員として入会しようとする者は、協会の定める入会申込書を協会に提出し、入会金を納入しなければならない。入会金は、会費規程に従う。賛助会員、名誉会員については入会金の納入を要しない。

(入会の不承認)

第 4 条 入会申込をした者が以下のいずれかの項目に該当する場合、その者の入会を承認しないことがある。

- (1) 過去に本規程違反等で除名処分を受けたことがある場合。
- (2) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがある場合。

(義務)

第 5 条 会員は協会の目的を遵守し、協会の活動を支援しなければならない。

- 2 会員は毎年、会費を納入しなくてはならない。会費は会費規程に従う。ただし、名誉会員については会費の納入を要しない。
- 3 会員は住所、氏名（法人・団体の名称）や、登録内容に変更が生じた場合、ただちに協会へ届け出なければならない。

(権利・義務の始期)

第 6 条 会員としての権利は、前項の入会金および会費の納入が完了した時に発生するものとする。総会への参加および総会での議決権の行使については、毎年 4 月 1 日時点で正会員であるもののみが権利を行使できるものとする。

(会員権譲渡の禁止)

第 7 条 会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させたり、売買、担保の設定等に供する等の一切の処分行為はできないものとする。

(私的利用の範囲外の利用禁止)

第 8 条 会員は、協会が承認した場合を除き、協会を通じて入手したいかなる情報をも複製、販売、出版、送信、放送、工業所有権の出願、その他私的利用の範囲を越えて使用することはできず、また、第三者をして使用させることはできない。

(会員資格の喪失)

第 9 条 会員は、次の各号に該当するときは、資格を喪失する。

- (1) 協会に所定の退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡したとき、もしくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 法人または団体の会員の場合、その法人または団体が消滅したとき。

ただし、合併・組織変更の場合においては、資格の継承を認める場合がある。

- (4) 所定の会費を、継続して 2 年間に渡り滞納したとき。

(入会金および会費の返還)

第 10 条 定款に定める、資格の喪失・退会・除名等のいかなる事由であっても、既に納入した入会金、会費は一切返還しない。

(再入会)

第 11 条 第 10 条により資格を喪失した者が再入会を希望し、協会がそれを認めたときは、再入会が認められる。

2 再入会に際しては、所定の入会金・会費を改めて納入しなければならない。

(除名)

第 12 条 会員が定款や本規程の条項等に違反したとき、または協会に損害を与えたとき、または会員としてあるまじき行為があったと認められるとき、協会は総会の議決により会員を除名することができる。

(規程の改定)

第 13 条 本規程は、理事会の承認を経て、改定することができる。

附 則

この規程は、2007 年 5 月 5 日から実施する。

改 定

2007 年 8 月 29 日改定。

2021 年 12 月 25 日改定。

2022 年 3 月 24 日改定。

特定非営利活動法人日本介護予防協会 会費規程

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人日本介護予防協会（以下、「協会」と言う。）定款第6条に規定する会員の会費等に関し、必要な事項を定める

(入会金および会費の種別)

第2条 会員の入会金および年会費は次のとおりとする。

正会員	入会金	10,000円	年会費	10,000円
個人会員	入会金	1,000円	年会費	1,200円
団体会員	入会金	10,000円	年会費	10,000円
賛助会員	入会金	なし	年会費	1口 20,000円(1口以上何口でも)
名誉会員	入会金	なし	年会費	なし

2. 入会金は初年度のみとする。

(会費等の額)

第3条 本規程は、理事会の承認を経て、改定することができる。

(納期および徴収)

第4条 前条の入会金および会費は、理事長の指定する期日までに協会に納入しなければならない。

2. 入会を希望する者は、入会申込時に入会金と会費を納入しなければならない。

3. 継続して会員となる者は、3月末日までに対象年度の会費を納入しなければならない。

(入会時期による会費)

第5条 会員資格期間はその年度(4月1日～翌年3月31日)までとし、年会費は入会時期に応じて3か月ごとに4期に分けるものとする。

正会員 1期(4～6月)10,000円、2期(7～9月)7,500円、
3期(10～12月)5,000円、4期(1～3月)2,500円

個人会員 1期(4～6月)1,200円、2期(7～9月)900円、
3期(10～12月)600円、4期(1～3月)300円

2. 入会する時期により、該当する会費を納入するものとする。

3. 既納した会費は、返還しない。

(督促および催告)

第6条 会費等が協会の指定する納入期日を超えても納入されない場合は、新たに納入期限を付して督促する。

2. 第1項による督促をもってしても納入期限までに納付されない場合は、改めて納入期日を付して催告する。

附 則

この規程は、2007年5月5日から実施する。

改 定

2007年8月29日改定。

2009年4月18日改定。

2010年6月1日改定。

2021年12月25日改定。

2022年3月24日改定。